

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 8 月 22 日

金 曜 日

第 3804 号

目 次

告 示

○市街地再開発組合の定款の変更の認可 1

公 告

○土地改良区の役員の退任 3

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 4

告 示

富山県告示第374号

市街地再開発組合の定款の変更の認可について

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり桜町一丁目4番地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

平成26年 8 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 組合の名称

桜町一丁目4番地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

設立認可公告の日から平成29年9月30日まで

3 施行地区

富山市桜町一丁目の一部

ただし、別紙図面表示のとおり

4 事務所の所在地

富山市新桜町2番21号

5 設立認可の年月日

平成26年 6 月27日

6 定款の変更の認可の年月日

平成26年 8 月18日

(「別紙図面」は省略し、富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第375号

市街地再開発組合の定款の変更の認可について

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり総曲輪西地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

平成26年 8 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 組合の名称

総曲輪西地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

設立認可公告の日から平成28年 9 月30日まで

3 施行地区

富山市総曲輪通り三丁目、一番町の一部

ただし、別紙図面表示のとおり

4 事務所の所在地

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------------------|-----------------|
| 富山市総曲輪三丁目 1 番 7 号 | 富山市大手町 5 番 12 号 |

5 設立認可の年月日

平成25年 2 月15日

6 定款の変更の認可の年月日

平成26年 8 月18日

(「別紙図面」は省略し、富山県土木部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地改良区の役員の退任

砺波市土地改良区の役員であった次の者が平成26年7月27日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年8月22日

富山県知事 石 井 隆 一

| | | |
|-----|---------|-------------|
| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
| 理 事 | 中 村 正 彦 | 砺波市狐島 412番地 |

土地改良区の役員の退任

小矢部市土地改良区の役員であった次の者が平成26年6月29日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年8月22日

富山県知事 石 井 隆 一

| | | |
|-----|-------|--------------|
| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
| 理 事 | 多 田 勲 | 小矢部市渋江2043番地 |

土地改良区の役員の退任

小矢部市土地改良区の役員であった次の者が平成26年6月30日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年8月22日

富山県知事 石 井 隆 一

| | | |
|-----|-------|---------------|
| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
| 理 事 | 加 藤 楸 | 小矢部市杉谷内3208番地 |

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年8月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ射水店 射水市本開発字前田 701番 ほか

2 店舗を設置する者 合同会社サンブラザ

3 店舗において小売業を行う者 株式会社北越ケーズ

4 新設の日 平成27年2月20日

5 店舗面積の合計 2,996㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐車場の位置及び収容台数 建物1 東側 178台

（2）駐輪場の位置及び収容台数 建物1 東側ほか 35台

（3）荷さばき施設の位置及び面積 建物1南東側 57.6㎡

（4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物1 内南側 14.53㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

（1）小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後9時30分

（3）駐車場の自動車の出入口の数及び位置 6箇所 敷地東側

（4）荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後9時まで

8 届出の日 平成26年8月5日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成26年8月22日から平成26年12月22日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年8月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
ゴルフ5高岡泉店 高岡市泉町1-10
- 2 店舗を設置する者 菱富食品工業株式会社
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社アルペン
- 4 新設の日 平成27年3月20日
- 5 店舗面積の合計 1,099㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地南側 49台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 敷地南側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物西側 60.8㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物西側 7.89㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時30分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後10時
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 敷地東側ほか
 - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時～午後10時

- 8 届出の日 平成26年8月6日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成26年8月22日から平成26年12月22日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年8月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
大阪屋ショッピング城川原店 富山市城川原三丁目 253番 ほか14筆
- 2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社大阪屋ショッピング
- 4 新設の日 平成27年4月1日
- 5 店舗面積の合計 1,842㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北側ほか 77台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側 87㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北側 10.59㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～午後9時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 北側ほか
- (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前4時～午後6時

8 届出の日 平成26年8月12日

9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

10 縦覧期間 平成26年8月22日から平成26年12月22日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

